

令和元年 12 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和元年 12 月 23 日（月曜日）

令和元年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年12月23日(月曜日) 午後3時00分～午前4時20分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 里中 義郎  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第102号 非農地証明願いに係る証明について

議案第103号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第104号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定に基づく転貸の同意について

議案第105号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

議案第106号 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について

## 6 会議の概要

議 長： ただいまから、令和元年12月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、9番の松山委員と10番の徳留委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第100号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転  
に関するものが1件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第100号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： 2番、富田です。現地は、〇〇のほぼ真ん中に位置し、〇〇のすぐ上の土地です。東  
側は山林、西、南、北側は住宅地になっております。住宅に囲まれた以前は水田でした。  
ここ2、3年、遊休農地であったため申請人が草払いをされ、現在は、ビワ、柿の苗木  
が植えてありました。譲渡人と譲受人は〇〇でして〇〇が〇〇です。譲渡人が〇〇に居  
住しており、農業はしないということで申請人に譲渡の話があり、贈与での話しにな  
ったところです。少し気になったのが、両者ともに〇〇であることですが、申請人は息  
子さんと同居しており、休日は息子とともに農作業をされております。年齢が気になり  
ましたが、後は息子がされるとのことでした。ただ、周辺が住宅地域でもあり、草払い  
など荒らさないように耕作を続けてくださいと、本人に要望を付けておきました。今回  
の3条申請に問題はないと思います。審議方、よろしく願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見  
などありましたら、出していただきたいと思っております。

議 長： ご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 100 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 100 号、受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 101 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 2 件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 6 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 101 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番、吉永です。12 月 19 日に会長、事務局 2 名、横原委員、瀬戸山推進委員の 6 名で現地調査を行いました。申請地は、〇〇の〇〇より北へ 200m 位行った〇〇にあります。5 年程度前までは畜産農家が採草地として借りられていましたが、畜産農家が返却されてからは、何も作付けされず、ススキ等が生茂った状態となっております。今回の申請につきましては、13 ページの航空写真を見ていただきたいと思いますが、申請地の西側の〇〇は太陽発電施設への進入路がないということと、町内で伐採した木の保管場所、資材置き場、駐車場等のための申請であり、譲渡人については、〇〇に居住しておりますし、今後も帰省し農業を営む意思もないことから、今回の申請はやむを得ないものと考えます。審議方、よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。いま、吉永委員の報告でありました、伐採した木の保管場所とありましたが、申請代理人に確認したところ、町内で伐採した原木を持ち込む計画であるとのことでした。

本日、申請代理人より、その回答書が届いておりますので報告いたしますが、町内7ヶ所からこちらに搬入する計画です。7筆のうち2筆はすでに太陽光発電施設が設置されている箇所でございますので、実質、5ヶ所からこちらに搬入する計画になります。ただ、農振なり関係法令の手続きはされていないため、実施、この5ヶ所から搬入されるかは疑問なところです。この件に関しましては、明日以降、申請人の〇〇さんと協議されたうえで、回答をお願いしております。ただ、原木の搬入については、間違いなく行くと行政書士も申しておりました。以上です。

議 長： ご意見ございませんか。  
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第101号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第101号、受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： それでは、次に議案第101号、受付番号2番について事務局より説明を求めます。

事務局： 14ページをお開きください。

(議案第101号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： この土地は以前、5条許可の取り下げがあった土地です。現地は、〇〇と〇〇のすぐ横の土地で、周りは住宅に囲まれた田です。譲渡人と譲受人は〇〇でして、〇〇さんが定年退職を機に地元に戻ってくるということで、住宅を建てるところを探していたところ、ここがいいのではないかと、5条申請になったところです。前後左右住宅地になっておりますので、5条申請に何ら問題はないと考えられます。審議方、よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。20 ページの航空写真ですが、申請地の南側〇〇についても、すでに住宅が建っておりますので、住宅地に囲まれている状況です。その東側の〇〇だけが農地として残っているところです。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 101 号、受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 101 号、受付番号 2 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議長： 次に議案第 102 号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 21 ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 102 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番、吉永です。12 月 19 日に会長、事務局 2 名、横原委員、瀬戸山推進委員で現地調査を行いました。現地ですが、〇〇の〇〇より〇〇に行く途中の〇〇のシラス採取現場の入り口にあります。申請書には 20 年程前を記載されておりますが、私の記憶では 40 年ほど前から耕作されておられません。40 年程前まで近くの人が借りて耕作されていましたが、高齢となり県外の子供さんのところに転出されて以降、耕作されておらず竹林化してします。申請地については、竹林化が非常に激しく、中に入ることも困難な状態であり、今後も〇〇自体も耕作する意思もなく、また、周辺の農地についてもほとんどが山林化していることから、問題ものと考えます。審議方、よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日お配りしました資料の3ページが現地の写真でございますが、吉永委員の報告のとおり竹山になっております。4ページが農振農用地区域図ですが、周辺に農用地区域はございませんので、特に問題はないものと考えます。通常であれば、国土地理院の古地図を添付するところでございますが、画質の都合上、今回は添付しておりません。以上です。

議 長： ありがとうございます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第102号、受付番号1番について非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第102号、受付番号1番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に議案第103号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 25ページの議案第103号の議案書をご覧ください。  
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第103号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号15番から19番に富田委員に関する議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退席をいたします。

(富田委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ございませんか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。資料の2ページになります。受付番号1番と2番ですが、今までは1番のみの標記の仕方で記載しておりましたが、今回から法改正に基づき、1番、2番、〇〇が借受ける、〇〇が貸し付ける形の一括で審議をすることになりましたので、今回から、このような形で記載させていただいたところですので。以上です。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 12番から14番の〇〇さん、相当高齢だと思われませんが、設定期間が9年間ありますが。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。〇〇さんですが、手伝いでご兄弟も来られておりますし、〇〇の方に息子さんがいらっしゃいまして、週末など休日を利用して頻繁に帰って来られています。以上です。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 関連して、面積が非常に狭いようですが。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。そのような農地のところですが。場所的には以前、〇〇で崩れた〇〇にある非常に狭い土地です。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 田淵ですが、1筆1筆は狭いでしょうが、何筆か集まって、まだ、広いのではないのでしょうか。

議 長： 事務局。

事務局： ぽつぽつとある農地です。今回は、離れた土地となっております。基盤整備も何もされていない土地です。昔ながらの段々畑となっております。



8 番： 南部開発が入っているところではないですか。

事務局： ないです。

1 2 番： ○○さんのところも一緒ですか。

1 1 番： 元々は、私のハウスだったところですが、非常にたくさんの方が入っています。元は段々畑だったところを耕地整理されているので、たくさんの方の地権者となっています。

議 長： 霜が降らないということもあり、狭い土地でも耕作されている状況ですね。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 103 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 103 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を  
送付いたします。

(富田委員 着席)

議 長： 次に議案第 104 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の決定に基づく転貸の同意についてを議題といたします。事務局の説明を求め  
ます。

事務局： 30 ページの議案第 104 号の議案書をご覧ください。

(議案第 104 号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の転貸内容を説明)

以上説明しましたが、農地法上、転貸については要件を満たせば認められるものとな  
っております。詳細については、担当に説明をさせますので、よろしくをお願いします。

議 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、これより質疑に入りますが、富田委員に関  
する議題でございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたし  
ます。

(富田委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ございませんか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。200㎡の転貸ということですが、本日お配りしております、資料の7ページをお開きください。航空写真になっておりますが、右側が〇〇のハウスで左側が〇〇さんのハウスです。実際の境界というのが、実線で記している箇所、その左側に点線で記してあるところが、経緯は分かりませんが、境界杭が移されていたところがございます。現在の境界は点線のところになっております。今回の転貸は、実線と点線を結んだ三角形の土地が200㎡になっており、今回、転貸をせざるを得ないものであります。以上です。

11番： ハウスを建てる時には分からなかった。

事務局： ハウスを建てられるときは、この実線、当たり前の境界を基に建てられていたのではないかと、後に境界相違が分かり、10年前にも転貸をされており、今回の更新においても転貸の手続きをされる場所です。

議 長： 復元は。

事務局： 復元をするには、土地家屋土に依頼し、境界を定め直さなければならないと思いますが、北之口委員そうですか。

3番： そうです。

事務局： ここは地籍が入らない地域になっておりますので、地籍では直せない場所です。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第104号について、申出のあった転貸計画に同意される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第104号は計画のとおり決定いたします。

(富田委員 着席)

議 長： 次に議案第105号、地籍調査に伴う農地の地目調査の協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 33ページの議案第105号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第105号 議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございましたら、ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。資料の34ページの航空写真には〇〇と記載されておりますが、〇〇の間違いです。訂正をお願いします。あと、56ページの〇〇のところですが、所有者が現地立会をせずに地籍を済ませてしまったことから、今回の変更が提出されたところでは。

議長： 暫時、休憩いたします。

(暫時、休憩)

議長： 休憩前に引き続き、再開いたします。

議長： 事務局。

事務局： はい。資料の35ページでございますが、調査前が252,407㎡、調査後が314,769㎡で約60,000㎡、6haほど増えておりますが、山林の面積が増えていったのが主因だと、今、地籍係に確認したところでは。山林、195,654㎡で、そのほとんど山林が60,000㎡増えているとこのことでした。宅地も調査前の4筆が6筆、調査後6筆が4筆に訂正となります。

8番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

8番： 8番、田淵ですが、48ページの一番上ですが、調査前も調査後も畑で、面積は調査後に0になっておりますが、これは。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。いまも、話しがありましたとおり、現状が道路、ここでは〇〇敷地になっているところでは。航空写真を確認しておりますと、よくあることで、登記を変えていないためこのようなことになっております。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第105号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 105 号は原案のとおり承認し町長に意見を送付します。

議 長： 次に本日、追加議案となりました、議案第 106 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 別添にございます、議案第 106 号の冊子をお開きください。農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地に係る資料を別紙のとおり提案します。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第 106 号 議案書をもとに朗読及び説明)

(非農地判断について説明)

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。今年度の非農地判断については、20 筆 8,341 m<sup>2</sup>ですが、昨年度の積み残し分と考えていただいて結構です。以上です。

議 長： ご意見ございませんか。  
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 106 号、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断については、提案されて農地を非農地として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 106 号は非農地として判断することに決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ①あっせん申出について  
②行事予定について

③その他

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和元年12月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員